

袋原中学校の
運動部活動に係る活動方針
【平成31年度版】

平成31年4月
仙台市立袋原中学校

1 本校の運動部活動が目指すもの

【学校教育目標】

たくましく生きるために

豊かな人間性にあふれ、確かな学力を身に付け、健康づくりに励む生徒の育成

- (1) 学校教育目標の実現のため、運動部活動を通して、本校生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」を育み、心豊かでたくましい本校生徒を育てること。
- (2) 運動部活動を通して本校生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進すること。
- (3) 運動部活動を通して、本校生徒の豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、本校生徒がバランスのとれた心身の成長を遂げ、充実した学校生活を送ること。

2 適切な運営のための体制整備

(1)年間活動計画の作成

- ①運動部顧問は、年間活動計画を作成する。
- ②運動部顧問の作成する年間活動計画には、年間を通して基本となる休養日（活動日）及び参加予定大会を明示する。
- ③運動部顧問は、生徒が自主的・自発的に取り組める活動となるような計画を立てるとともに、生徒に練習の目的、技能等の向上や心身の成長のために適切な練習内容であることを理解させる。

(2)方針と計画の公表

- ・上記（1）（2）の活動方針並びに年間活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(3)毎月の活動計画の作成

- ・運動部顧問は、毎月の活動計画（活動日、休養日および参加予定大会日程等）を作成する。

(4)毎月の活動計画の通知

- ・運動部顧問は、上記（3）の毎月の活動計画を文書等で事前に生徒及び保護者に通知する。

(5)毎月の活動実績報告

- ・運動部顧問は、毎月の活動実績報告（活動日時・場所、休養日及び大会参加日時）を行う。

3 指導・運営に係る体制について

(1)設置運動部

- ①今年度は下記の運動部を設置するものとする。
- ②運動部顧問、部活動指導員については別紙参照。

(2)保護者への説明

- ①運動部ごとに保護者へ説明する機会を設け、年間計画、活動日、休養日、参加する大会等について理解と協力を得る。
- ②運動部顧問は、よりよい運営のために、必要に応じて保護者に説明する機会を設ける。

4 適切な活動時間及び休養日等の設定

(1)学期中の休養日（休養日とは朝も放課後も活動を行わない日）

①学期中は、週2日以上以上の休養日を設定する。

（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。）

②土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、原則として休養日はほかの土曜日及び日曜日に振り替える。

※祝日・休日は土曜日及び日曜日と同じ扱いとする。

(2)長期休業中の休養日

①学期中に準ずるものとするが、原則として土曜日、日曜日及び祝日・休日・学校閉庁日を休養日とする。

②夏季学校閉庁日及び年末年始の学校閉庁日と連続させるなど、ある程度長期間の休養期間（オフシーズン）を設定する。

(3)平日の活動時間

・長くとも2時間程度とする。

(4)土曜日・日曜日及び祝日・休日・学校の休業日の活動時間

・長くとも3時間程度とする。

(5)朝練習の制限

①同一の運動部が、長期間にわたって連続的に行う朝練習は行わないものとする。

②施設の利用上、放課後の活動制限等、校長が認めた場合の朝練習は行ってもよいが、生徒の健康には十分に配慮して実施する。

(6)強化練習期間(ハイシーズン)

・年間計画に設定した強化練習期間（ハイシーズン）には、通常よりも活動時間や活動日を増やすことができるものとする。

※ただし、活動時間や活動日を増やす場合には、代替の休養日や時期を移動した休養日等を確保し、生徒の健康状態や身体的な疲労に配慮しながら、部活動に対する意欲の維持、向上に努める。

5 適切な指導

(1)生徒の心身の管理

・生徒の健康観察やスポーツ障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活を送ることについて配慮しながら指導にあたる。

(2)事故防止

・活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等に留意しながら指導にあたる。

(3)スクールコンプライアンスの遵守

・体罰、ハラスメントの根絶とともに適切な指導を行う。

6 参加する大会等の検討

(1) 参加する大会等の精選

- ①運動部顧問は、生徒にとっての教育上の意義並びに生徒の負担を考慮して、中学校体育連盟が主催または共催する大会を基本とし、本校として参加する大会等を精選するよう努める。
- ②運動部顧問は、生徒にとっての教育上の意義並びに生徒の負担等を考慮して、練習試合等を計画するよう努める。

(2) 参加する大会や校外で行う練習試合等への移動手段

- ・生徒の移動については、原則として公共交通機関を利用するものとする。
 - ※ただし、公共交通機関の利用が困難な場合には、業者に依頼することを検討する。
 - ※業者に依頼することも困難な場合には、保護者の共通理解と了承を得て、保護者に協力を求める。

7 その他

- ・本方針の基本的な考え方は、本校における文化的活動についても原則として適用し、改善に着手していくように努める。